

大牟田市機密文書資源化事業協力協定書

大牟田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は大牟田市機密文書資源化事業協力協定制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（定義）

第1条 この協定における用語の定義は要綱の例による。

（甲の責務）

第2条 甲は、要綱に基づく制度及び乙が協定参加事業者であることの周知を図るよう努めなければならない。

（乙の責務）

第3条 乙は、別に定める要綱に従って業務を実施しなければならない。

2 乙は、前項に定めるもののほか、廃棄物処理法その他関係法令を遵守しなければならない。

（乙の名称使用权）

第4条 乙はこの協定の有効期間中、大牟田市機密文書資源化事業協力協定参加事業者という名称を使用することができる。

（大牟田市機密文書資源化事業協力事業者証明書の交付）

第5条 甲は、協定の締結後、大牟田市機密文書資源化事業協力事業者証明書（要綱様式第4号）を1部乙に交付するものとする。

（回収実績の報告）

第6条 乙は、当該年度終了後、機密文書受入実績報告書（様式）により、回収実績を速やかに甲に報告しなければならない。

（変更の届出）

第7条 乙は次の各号に該当する事項に変更があったときは、要綱の様式第5号により変更があった日から30日以内に甲に届け出なければならない。

- （1）事務所又は事業場の所在地
- （2）代表者の氏名
- （3）回収した資源物の処理工程
- （4）その他第3条に定める責務を果たすうえで重要な事項

（立入検査）

第8条 甲は、第3条に定める乙の責務が履行されているか確認するため必要があると認める場合は、乙の事業場その他関係箇所に立入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（事故報告）

第9条 乙は、第3条に定める責務を果たすうえで重大な事故が起きたときは、速やかに甲に文書で報告しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 第3条及び前条に違反したとき。
- (2) 正当な理由がなく第8条に規定する立入検査を拒んだとき。
- (3) 要綱第4条に定める協定締結基準を満たさなくなったとき。
- (4) 要綱第5条に定める規定に該当したとき。
- (5) その他この協定に関して重大な違反を行ったとき。

(乙の解除権)

第12条 乙は、30日前までに甲に通知することでこの協定を解除することができる。

(解除の効果)

第13条 甲は、この協定が解除された場合、乙に対して大牟田市機密文書資源化事業協力事業者証明書の返納を求めることができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和○年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかの書面又は口頭による解除の申し出がなかったときは、自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 乙が第6条に規定する回収実績の報告を怠った場合は、前項の規定にかかわらず協定は更新されないものとする。

(解除の公表)

第15条 甲は、この協定が解除されたとき、又は協定の更新が行われず有効期限が満了したときは、乙の名前、解除の事実、解除の理由等を公表することができる。この場合において、公表により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この、協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲) 大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市
(代表者) 市長 関 好 孝

乙)

(代表者)